©稲田和也＆大阪企業法務研究会 2018

第 360 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 4 月 21 日（土曜日）　10：00～
報告者：稲田　和也（山梨大学）
テーマ：民法と会社法の交錯局面における定款自治
報告者コメント：今年の私法学会民法部会シンポジウムでは、強行法・任意法の問題がとりあげられる予定である。ある法律の条項が強行法かどうかは、契約等の実務において重要である。本報告では、民法プロパーの問題は NBL の特集号などの資料を見てもらうとして、複数の法分野――具体的には民法と商法（会社法）――に関連すると思われる強行法の論点をとりあげ、検討する。

報告概要：

１．はじめに
・本年度の私法学会民法部会シンポジウムのテーマに関連
・定款自治の議論は会社法 1990 年代に盛んに行われたが、その成果が一般社団法人の理解に十分反映していないようである。
・企業活動でも一般社団法人を利用されることがある。

２．一般社団法人制度の確認～機関を中心に
（１）機関設計
（２）社員総会の役割
（３）理事・理事会の役割
（４）監事・会計監査人の役割
（５）社員と法人・機関との関係

３．会社法の定款自治と一般社団法人法の定款自治
（１）定款自治に関するこれまでの議論
・戦前から議論はあったが、シカゴ学派法学の影響を受け、また、会社法制定に向けて、1990 年代に日本でも議論が活発化
・2005 年（平成 17 年）の会社法制定の際、会社法規定を強行法としつつ、定款自治の範囲の拡大と定款自治の明確化が図られたとされる。
（２）定款自治の内容と機能
・「定款に別段の定めをすることを妨げない」など
→持分会社に関する条項、株式・新株予約権に関する条項に多く見られる。
・定足数や期間などに関する定款の別段の定め
→株式・新株予約権に関する条項、機関の運営等に関する条項に多く見られる。
（３）定款自治の会社法から一般社団法人法への架橋
・一般社団法人に関する民法の解説では定款自治についての説明は少ない。
・社団性、定款制度、多数決原理、定款自治関係の条文の構成の点で両法は類似
・会社法での定款自治議論を一般社団法人への適用の有効性

４．まとめにかえて

以　　上